

小坂町木材利用促進基本方針

【平成23年11月1日策定】

【令和4年11月1日変更】

第1（趣旨）

この基本方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第12条第1項の規定に基づき、国が定めた建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（令和3年10月1日木材利用促進本部決定）及び秋田県が定めた第2期木材利用の促進に関する指針に即して、建築物等における木材利用を促進することにより、町民に安らぎとぬくもりのある健康的で快適な公共空間を提供し、木材の適切かつ安定的な供給及び利用の確保を通じた林業・木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の整備及び木材の自給率の向上に寄与するとともに、脱炭素社会の実現に資することを目的とし、公共建築物等に地元産木材利用の目標、地元産木材の利用を推進すべき公共建築物等、地元産木材の利用促進に向けた取り組み、その他地元産木材の利用を推進する上で必要な事項を定める。

第2（基本理念）

木材の利用の促進は、地球温暖化の防止のため脱炭素社会の実現が喫緊の課題となっている。そのため、森林における造林、保育及び伐採、木材の製造、建築物等における木材の利用、伐採後の造林という循環が安定的かつ持続的に行うことにより、森林による二酸化炭素の吸収作用の保全強化が得られるよう行われなければならない。

また、森林の有する国土の保全、水源の涵養その他多面的機能が持続的に発揮されるとともに、山村その他の地域の経済の活性化に資するよう行われなければならない。

第3（木材利用方針）

小坂町は、基本理念にのっとり、整備する公共建築物における木材の利用に努めるほか、一般の建築物においても、木材利用を促進していく。

（1）地元産材の利用を推進すべき公共建築物

① 小坂町が整備すべき公共建築物

広く町民一般の利用に供される学校、社会福祉施設（保育所等）、病院・診療所、運動施設（体育館・水泳場等）、社会教育施設（図書館・公民館等）、公営住宅等のほか、小坂町の事務・事業に使用される庁舎、宿舍等を含むものとする。

② 民間事業者が整備する①に準ずる公共性の高い建築物

当該建築物を活用して実施される事業が、広く町民に利用され町民の文化・福祉の向上に資するなど公共性の高いと認められる社会福祉施設（老人ホーム・保育所・福祉ホーム等）病院・診療所、運動施設（体育館・水泳場等）、社会教育施設（図書館等）公共交通機関の旅客施設及び高速道路の休憩所（併設される商業施設を除く）の建築物を含むものとする。

(2) 公共建築物の木造化及び内装木質化の推進

小坂町が整備する公共建築物の整備においては、法令等により耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物においては、原則として木造化を図るとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、すべての公共建築物において内装等の木質化を促進する。

ただし、災害応急対策活動に必要な施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から木造になじまない又は木造化を図ることが困難と判断されるものについては、木造化を促進する対象としないものとする。

(3) 公用備品等における地元産木製品導入の推進

公共建築物において使用される机、イス、書棚等の備品については、地元産木製品の利用に努めるものとする。

また、屋外に設置する公共建築物の案内板等の設置に当たっても、積極的に地元産材を使用するものとする。

(4) 住宅への地元産材利用の推進

地域の人々が安心し、かつ愛着を持って住める住宅づくりを推進していくために、住まいづくり応援事業等各種支援制度の活用を図るとともに、建築士、大工・工務店等住宅建築を担う者と木材加工に携わる者との連携による供給グループの育成やネットワークづくりを進め、消費者ニーズに対応できる供給体制の整備に努めるほか、住宅づくりにあたっては構造材はもとより、内装材に地元産材を活用した木造住宅の普及を図るなど関係施策を積極的に推進する。

(5) 木質資源の多角的利用の推進

木質資源の有効利用を図るため、製材工場や原木市場で発生する樹皮、廃材等のほか建築廃材についても、木質バイオマスエネルギーによる発電利用や木質ボード等の新素材としての利用を促進するほか、土壌改良や家畜敷料等農業分野への利用を推進する。また、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入について、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しながら、その推進を図るものとする。

第4 (木材利用推進の基準)

公共建築物の新築、増築、改築及び改修する際の木造化及び内装木質化、公用備品等における木製品の導入を行うことにあたっての具体的な判断基準は、次により推進するものとし、可能な限り地元産材を使用することとする。

(1) 公共建築物の木造化についての判断基準は次のとおりとする。ただし、建築基準法、消防法等各種法令及び指針により木造化が適さない場合や他工法と比較して大幅なかかり増しになる場合、保安上の理由から木造化が困難な場合等この基準を適用することが適当でない場合についてはこの限りでない。

・公共建築物の木造化推進基準 別紙1

(2) 公共建築物の木質化についての判断基準は次のとおりとし、可能な限り木質化を図ることとする。

- ・公共建築物の木質化推進基準 別紙2

(3) 公共建築物の備品等を導入する際の判断基準は次のとおりとし、可能な限り木製品の導入を図るものとする。

- ・地元産木製品等の導入推進基準 別紙3

第5（推進の取り組み）

これらの取り組みの推進にあたっては、次の事項について関係部局の連携を図りながら、総合的に推進する。

(1) 町有施設及び町施行土木工事における木材の利用の促進の意義等について広く理解を得られるよう努める。

(2) 町有施設の管理者等は、多くの町民が木造施設に触れ親しみ、木材の持つ良さや木材利用の意義について広報や普及に努める。

(3) 品質が確保された地域産木材を安定的に供給できる体制の整備に努めるとともに、地元産材利用に関する人材育成、技術開発、普及並びに地元産材の流通及び製品等に関する情報の収集・分析・提供に努める。

※用語の定義

○「地元産材」

県内の森林から生産された原木及び県内の森林を中心として生産された原木（広葉樹にあっては、輸入された原木及び一次加工品を含む）を県内で製材加工した木材製品をいう。

○「木造化」

建築物の新築、増築又は改築にあたり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組等の全部又は一部に木材を使用することをいう。

○「木質化」

建築物の新築、増築又は改築にあたり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等屋外に面する部分に木材を使用することをいう。

公共建築物の木造化推進基準

建築物の用途	建築物の規模1棟当たりの延べ面積)		
	1,000㎡以下	1,000㎡超～3,000㎡以下	3,000㎡超
庁舎(研修所等を含む)	3階建て以外のものは、木造とする。		3階建て以下で設計上の工夫により可能な場合は、木造とする。
学校(校舎、セミナーハウス)	2階建て以下のものは、木造とする。	2階建て以下のものは、木造(2階部分が2,000㎡以上のものは準耐火建築物)とする。	2階建て以下で設計上の工夫により可能な場合は、木造(面積によっては準耐火建築物)とする。
体育館	平屋建てのものは、木造とする。	平屋建てのものは、木造(2階部分が2,000㎡以上のものは準耐火建築物)とする。	
文化施設(図書館、美術館、博物館等)	2階建て以下のものは、木造とする。	2階建て以下のものは、木造(2階部分が2,000㎡以上のものは準耐火建築物)とする。	2階建て以下で設計上の工夫により可能な場合は、木造(面積によっては準耐火建築物)とする。
公会堂、集会場、観覧場)	2階建て以下で客席が200㎡未満のものは木造とする。		
病院、診療所	入院施設あり	2階建て以下のものは、木造(2階部分が300㎡以上のものは準耐火建築物)とする。	
	入院施設なし	2階建て以下のものは、木造とする。	2階建て以下で設計上の工夫により可能な場合は、木造とする。
社会福祉施設	法令の範囲内で可能なものは、木造とする。		
共同住宅(町営住宅、職員公舎)	3階建て以下のものは木造(3階建てのもの及び2階建てで2階部分が300㎡以上のものは準耐火建築物)とする。		2階建て以下で設計上の工夫により可能な場合は、木造(2階部分が300㎡以上は準耐火建築物)
宿泊施設	2階建て以下のものは、木造(2階部分が300㎡以上のものは準耐火建築物)とする。		
展示場、飲食店、物品販売所、観光施設(宿泊を伴わないものに限る)	2階建て以下のものは、木造(2階部分が500㎡以上のものは準耐火建築物)とする。		
試験研究機関	管理棟	3階建て以下のものは、木造とする。	3階建て以下で設計上の工夫により可能な場合は、木造とする。
	試験研究棟	試験研究の内容等により判断し、可能な場合は木造とする。	試験研究の内容等により判断し、設計上の工夫により可能な場合は木造とする。
倉庫	2階建て以下のものは、木造(2階部分が1,500㎡以上のものは準耐火建築物)とする。		2階建て以下で設計上の工夫により可能な場合は、木造の準耐火建築物とする。

公共建築物の木質化推進基準

建築物の用途	内装等の木質化を行う主たる箇所
庁舎(研修所等を含む)	居室(事務室、幹部室、応接室、会議室、講堂、食堂等)、廊下、ロビーの壁面
学校校舎、セミナーハウス	居室(教室、職員室、進路指導室、音楽室、図書室等)、玄関、廊下の壁面及び床
体育館	床、壁面、付帯設備(更衣室、トイレ等)の壁面
文化施設(図書館、美術館、博物館等)	居室(事務室、各種展示室、資料室、図書室、研修室、会議室等)、廊下、ロビーの壁面
公会堂、集会場、観覧場	居室(講堂、会議室、研修室等)、廊下、ロビーの壁面
病院、診療所	居室(病室、待合室、面会室、食堂等)、廊下、ロビーの壁面
社会福祉施設	居室(リハビリ室、図書室、研修室、面談室、娯楽室、入所者室、食堂等)、廊下、ロビーの壁面
共同住宅(町営住宅、職員公舎)	主たる居室、玄関、廊下の壁面及び床
宿泊施設	居室、(宿泊室、食堂等)、ロビー、廊下の壁面及び床
展示場、飲食店、物品販売所、観光施設	各種展示室、店舗等の壁面
試験研究機関	居室(事務室、幹部室、応接室、会議室、研究室等)、廊下、ロビーの壁面

※建築基準法、消防法等の法令及び各種指針で内装制限がある場合を除き、可能な限り木質とする。

地元産木製品等の導入推進基準

◆地元産木製品を推進すべき施設	
学校	小学校、中学校等
保健福祉施設	児童福祉施設、障害者支援施設等
医療施設	病院、診療所等
運動施設	体育館、水泳場、武道館等
社会教育施設	公民館、図書館、美術館、博物館等
集会施設	公会堂、集会所等
共同住宅	町営住宅等
庁舎・研修所	庁舎、研修所、試験場等
その他	倉庫等

◆導入を推進すべき主な地元産木製品	
種類	用途等
机	事務用、教室用、OA用、会議室用、応接用等
イス	事務用、教室用、会議室用、応接用等
収納家具	書庫、書棚、ロッカー、キャビネット、棚等
その他	手すり、ローパーテーション、案内板、掲示板、傘立て、コートハンガー等

◆導入の基準	
各施設の新・増改築及び各種備品等の更新時に次のすべての仕様を満たす木製品を導入する。	
① 県内で加工された製品であること	
② 接着剤、塗料、木質部分以外の材料等は、環境に十分配慮したものが使用されていること。	
③ その他、グリーン購入法特定調達物品の判断基準に適合していること。	

※県内の加工所については、秋田県より随時情報提供を受けて導入の推進を図る。

- ・共同組合秋田県家具工業会
- ・秋田県建具組合連合会